

平成25・26年度

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類提出要領（測量等）

1 提出受付業務種別

測量，建築関係建設コンサルタント業務，地質調査業務

2 提出書類

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（様式第1の1，2及び3）

3 添付書類

建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者）は，建設コンサルタント登録規程第7条，地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者）は，地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書を国土交通大臣に提出し，その確認印を受けた現況報告書の副本の写しの提出があれば，その登録部門に該当する業種につき，次に掲げる(2)，(3)，(6)及び(7)の書類の添付を省略することができる。

(1) 業態調書（様式第2）

(2) 測量等実績調書（様式第3）

(3) 技術者経歴書（様式第4）

(4) 営業所一覧表（様式第5）

(5) 登録証明書又はその写し

(6) 登記事項証明書若しくは商業登記簿謄本，又はその写し（法人の場合）
身元証明書又はその写し（個人の場合）

(7) 財務諸表類

(8) 納税証明書又はその写し

(9) 委任状（様式第6）（行政書士等の代理申請による場合のみ提出する。）

4 提出方法

(1) 前記2及び前記3の書類（以下「申請書類」という。）の提出方法は，郵送（書留郵便による。）又は持参（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

(2) 申請書類は，緑色のフラットファイル（A4－Sサイズ，2穴，背幅18ミリメートル）にとじ，表紙及び背表紙に申請者名を記載する。

(3) 書類のつづり方の順序は，申請書類の記載番号順とする。

(4) 提出に当たっては，前記2，前記3の(1)及び(4)の各写しを1部作成し，別にホッチキス留めする等して，申請書類と合わせて提出する。

(5) インターネット方式（定時受付のみ）の受付の場合は，申請書類（前記3の(5)から(8)を除く。）等の提出は不要である。

なお，前記3の(5)から(8)については，別紙1の3のアドレスにアクセスして提出

方法等を確認する。

5 受付期間

定期審査の受付期間は、別紙1記載のとおりとする。

随時審査の受付期間は、平成25年2月1日以降とし、郵送（書留郵便による。）又は持参（休日を除く。）により、申請書類を提出する。

※ 随時受付の場合、後記9に記載のとおり、資格の有効期間が資格認定日からとなるため、充分余裕をもって申請を行わない場合には、参加希望入札等に間に合わないことがあるので留意すること。

6 提出場所（郵送又は持参の場合）

申請書類は、原則として申請者の本社所在地の区分に応じ、別紙2記載の提出場所に提出する。

なお、裁判所の審査事務は一元的に行っており、前記4の(1)及び前記4の(5)のいずれかの方法により、かつ1箇所に提出すれば裁判所の統一名簿に登録されるので、重複申請のないよう注意すること。

7 競争に参加することができない者

次の各号に掲げる者については、競争参加資格がない。

また、資格決定後に次の各号に掲げる者のいずれかに該当することとなった場合には、資格を取り消す。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条に該当する者

(3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(4) 申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者

(5) 営業に関し法律上必要な資格等を有しない者

8 資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

9 資格の有効期間

定期審査については、平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

随時受付での参加資格の申請については、資格認定日から平成27年3月31日まで

10 申請した事項の変更等の届出

(1) 変更等の届出

申請書類の提出後、別紙3に掲げる事項に変更があるときは、速やかに、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（測量・建設コンサルタント等）（様式第7）（以下「変更届」という。）及び添付書類を提出する。

提出先は、申請書類を提出した裁判所とする。ただし、申請書類をインターネット方式で提出した場合は、最高裁判所とする。

また、変更等の届出が受理されたことにより訂正等がなされた旨の通知は行わない

ので、受理確認を希望する者は、変更届を提出する際に当該変更届の写しを提示すれば、受付窓口において当該変更届の写しに受付印を押印して返却するので、これをもって受理の確認とする。

おって、変更届を郵送により提出する場合にこの措置を希望する者は、当該変更届の写し等及び送付用の封筒（商号又は名称及びその所在地並びに担当部署名及び担当者名を記載し、かつ、所要の切手を貼付した日本工業規格長3号封筒）を同封する。

(2) 変更ができないもの

競争参加資格希望業種区分は、後記13の再申請を行うことができる場合又は廃業の場合を除き、資格の変更を行うことができない。

11 証明書類等の有効期間

添付書類のうち官公署が行った証明書類等の証明年月日については、申請書類又は変更等の届出を提出する日以前の3箇月以内のもの

ただし、インターネット方式での提出に係る納税証明書の証明年月日については、平成24年10月16日から平成25年1月15日までのもの

12 証明書類等の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類等については、写真機又は複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明（印影部分含む。）である写しに限り、写しによって差し支えない。

13 その他

(1) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中の者は、手続開始の決定を受けた後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと（以下、これらの決定を受けた者を「更生手続等開始決定者」という。）。

平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。

(2) 合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次のアからオに掲げる会社等をいい、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと。

ア 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社、又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社

イ 親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

ウ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

エ 既存の会社が他の会社から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた会社

オ 営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

(3) 別添の平成 25・26 年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類作成要領（測量等）を参考のこと。

(別紙1)

定 期 審 査 の 受 付 期 間

- 1 文書郵送受付（書留郵便による。）
平成24年12月3日から平成25年1月15日まで（当日消印有効）
- 2 文書持参受付
平成24年12月3日から平成25年1月31日まで（休日を除く。）
時間は9時30分から12時まで及び13時から16時まで
- 3 インターネット受付
 - (1) パスワード申請受付期間
平成24年11月1日から平成24年11月30日まで
 - (2) 入力プログラムダウンロード期間
平成24年11月1日から平成25年1月15日まで
 - (3) 申請用データ受付期間
平成24年12月3日から平成25年1月15日までアドレス <https://www.pqr.mlit.go.jp>
なお、上記インターネット方式の受付期間等のうち、土曜日、日曜日、祝日、並びに年末年始（平成24年12月29日から平成25年1月3日）の終日及び平日の17時から翌日の9時の間は、システムを運休する。

(別紙2)

提出場所一覧表

受付対象	提出場所	郵便番号・住所	電話番号
東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県，茨城県，栃木県，群馬県，静岡県，山梨県，長野県，新潟県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	東京高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒100-8933 東京都千代田区 霞が関1-1-4	03-3581-1546
大阪府，京都府，兵庫県，奈良県，滋賀県，和歌山県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	大阪高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒530-8521 大阪府大阪市北 区西天満2-1-10	06-6316-2553
愛知県，三重県，岐阜県，福井県，石川県，富山県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	名古屋高等裁判 所事務局 会計課営繕係	〒460-8503 愛知県名古屋市 中区三の丸1-4-1	052-203-0162
広島県，山口県，岡山県，鳥取県，島根県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	広島高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒730-0012 広島県広島市中 区上八丁堀2-43	082-221-2449
福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，鹿児島県，宮崎県，沖縄県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	福岡高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒810-8608 福岡県福岡市中 央区城内1-1	092-781-3731
宮城県，福島県，山形県，岩手県，秋田県，青森県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	仙台高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒980-8638 宮城県仙台市青 葉区片平1-6-1	022-745-6249
北海道に本社があり，主として北海道内での受注を希望する者	札幌高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒060-0042 北海道札幌市中 央区大通西11	011-290-2108
香川県，徳島県，高知県，愛媛県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	高松高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒760-8586 香川県高松市丸 の内1-36	087-851-1647
上記の受付対象区分のいずれにも該当しない者又は全国での受注を希望する者	最高裁判所 事務総局経理局 営繕課契約係	〒102-8651 東京都千代田区 隼町4-2	03-3264-8111 内線3513

(別紙 3)

変 更 事 項 一 覧 表

変 更 事 項	添 付 書 類
適格組合証明番号	官公需適格組合証明書
法人である申請者又は有資格者（以下「法人」という。）の住所（市町村合併による変更を含む。以下同じ。）、商号又は名称若しくは役職及び代表者氏名（フリガナを含む。）	登記事項証明書又は商業登記簿謄本（又は抄本）
個人である申請者又は有資格者（以下「個人」という。）の住所及び氏名（フリガナを含む。）	住所については住民票、氏名については戸籍謄本（又は抄本）
申請書に押印した代表者印	印鑑証明書
申請者又は有資格者の郵便番号、電話番号、FAX番号又は外資状況	添付書類は不要
担当者氏名（フリガナを含む。）、担当者電話番号又はメールアドレス	添付書類は不要
受注希望地域	変更部分に係る新たに作成した業態調書（様式第2）及び営業所一覧表（様式第3）（以下「新たに作成した業態調書等」という。）
営業所の名称、郵便番号、所在地（市町村合併による変更を含む。）、電話番号、FAX番号又は営業区域（営業所の新設及び閉鎖による変更を含む。）	国土交通大臣に提出した届及び受理を証明する書類の写し（届出を要しない変更の場合は不要）及び新たに作成した業態調書等
申請者又は有資格者が成年被後見人に該当した場合	後見開始決定謄本
法人の消滅、解散又は廃業	国土交通大臣に提出した廃業届及び受理を証明する書類の写し及び裁判所が通知した資格決定通知書の写し
個人の死亡又は廃業	国土交通大臣に提出した廃業届及び受理を証明する書類の写し及び裁判所が通知した資格決定通知書の写し
上記変更事項以外の許可、登録等の状況	許可、登録等の証明書の写し及び新たに作成した業態調書等